

令和 6年 3月 4日 議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第7号

佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例

佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第7号

佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例

佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例（平成17年佐用町条例第180号）の一部を次のように改正する。

題名中「まちづくりセンター及び」を削る。

第1条中「まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）及び」を削る。

第2条第1項を削り、同条第2項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同項を同条とする。

第3条を削る。

第4条中「まちづくりセンター及び」を削り、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（佐用町まちづくり協議会条例の廃止）
- 2 佐用町まちづくり協議会条例（平成18年佐用町条例第3号）は、廃止する。
（佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年佐用町条例第37号）の一部を次のように改正する。
別表まちづくり協議会委員及び地域づくりセンター長の項を削る。